

第41回
定時株主総会

招 集 ご 通 知

開催日時

2026年6月26日（金曜日）午前11時
受付開始：午前10時

開催場所

秋葉原UDXカンファレンスA・B
東京都千代田区外神田四丁目14番1号
秋葉原UDXビル南ウイング6階
電話（03）3254-8421

議 案

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件



スマート
招集

本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/5252/?qr2>



Mission

人と技術を育み、安心できるデジタル社会の未来を支える

Vision

お客様の長期的パートナーとして選ばれ、安心と成功を届ける企業へ

Value

夢や希望を決して諦めない

成功は行動から

ユーモアをもって笑顔で

Sustainability

人的資本経営を軸に、学び続ける仕組みと多様なキャリアで次世代を育む

株主の皆様へ

(証券コード5252)

2026年6月11日

東京都台東区寿三丁目19番5号

日本ナレッジ株式会社

代表取締役社長 **藤井 洋一**

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、ソフトウェア品質の向上を通じて社会インフラを支える企業として事業を展開してまいりました。ITの重要性が高まる中、システムの品質と信頼性の確保はますます重要となっております。

近年、AI技術の進展によりソフトウェア開発は大きく変化しております。当社はこの変化を成長の機会と捉え、AIを積極的に活用しながら、品質技術の高度化と新たな価値の創出に取り組んでおります。

当社の強みである技術力とノウハウを基盤に、人材育成を推進し、企業価値の向上に努めてまいります。今後も社会に信頼される企業として邁進してまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

証券コード 5252
2026年6月11日

株 主 各 位

東京都台東区寿3丁目19番5号
日本ナレッジ株式会社
代表取締役社長 藤井 洋一

第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.know-net.co.jp/general-meeting>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」「招集ご通知・事業報告書」を順に選択いただき、ご確認ください。)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5252/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「日本ナレッジ」又は「コード」に当社証券コード「5252」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前11時
（開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。）
 2. 場 所 東京都千代田区外神田四丁目14番1号 秋葉原UDXビル南ウイング6階
秋葉原UDXカンファレンスA・B
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第41期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第41期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第8号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



# インターネットによる議決権行使のご案内

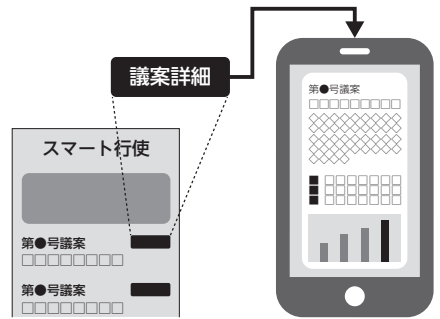
## ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使<sup>®</sup>」

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

「スマート行使」の画面上で  
株主総会議案の詳細が参照可能になりました



「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、下記2.の手順により再度議決権行使をお願いいたします。

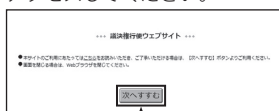
※ログインQRコードを再度読み取っていただく、PC向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

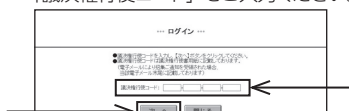
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



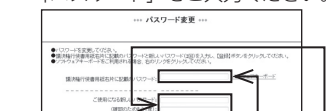
「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力  
「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力  
(初回のみ) ご自身で新しい  
パスワードを設定してください  
「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00～21:00)

# 事業報告

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により、緩やかに回復しております。一方で、不安定な世界情勢を受けた地政学リスクの高まりやアメリカの関税の影響、物価上昇、金融市場の変動などにより、依然として先行き不透明な状況が続いております。そのような環境下においても、IT社会の進展は継続しており、企業の業務効率化や競争力強化を目的としたIT・DX投資は引き続き堅調に推移しております。

こうした事業環境の中、当社グループにおいては、他社と差別化するための独自性のあるサービス提供に向けた積極的な取り組みや、新たな市場の開拓にも注力し、企業価値の向上に努めてまいりました。一方で中長期の視点に立った人材投資政策として、積極的な人材確保及び社員の待遇向上を目的とした賃金・手当の向上に取り組んだ結果、人件費等が増加いたしました。また、株式会社アルテックスの株式取得に伴う取得関連費用や、のれん資産の償却を計上しております。

これらの結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は4,558,620千円、営業利益は65,408千円、経常利益は128,024千円、親会社株主に帰属する当期純利益は86,501千円となりました。

なお、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との比較分析は行っておりません。

各セグメントの業績につきましては、次のとおりです。

#### a) 検証事業

当社グループの検証事業では、システム開発の各工程において、テストの計画立案からテスト設計・実行、そしてプロセス改善提案に至るまで、ソフトウェア品質向上のためのサービスを提供しております。当連結会計年度におきましては、同業他社との差別化を図るため、継続してテストの自動化を推進したことで、複数の顧客のテスト自動化を受託し、実績をあげることができました。一方で、今後の事業拡大に備え、積極的な人材確保と育成を図ったことから人件費等が増加しております。

これらの結果、当連結会計年度におけるセグメント売上高は2,675,854千円、セグメント利益は378,856千円となりました。

## b) 開発事業

当社グループの開発事業では、自社開発パッケージ製品の販売及びカスタマイズ、受託システム開発、セキュリティ関連製品の販売が主な事業内容となっております。自社開発パッケージ製品の販売及びカスタマイズ、受託システム開発においては、従前より株式会社大塚商会のERP「SMILEシリーズ」の開発及びカスタマイズを中心に行っております。特に鋼材業・木材業向けに「SMILEシリーズ」で機能する業種テンプレートを自社開発し、これらの販売・サポートについても、パートナー企業との連携を強化して展開してまいりました。また、当社の受託した案件において、株式会社アルテックスが一部の開発を担うなど、それぞれの強みを生かした連携強化を図り、新たな事業機会を創出しております。

これらの結果、当連結会計年度におけるセグメント売上高は1,882,766千円、セグメント利益は349,993千円となりました。

## 事業別売上高

| 事業区分 | 第40期<br>(2025年3月期)<br>(前事業年度) |     | 第41期<br>(2026年3月期)<br>(当連結会計年度) |       | 前事業年度比<br>増減 |     |
|------|-------------------------------|-----|---------------------------------|-------|--------------|-----|
|      | 金額                            | 構成比 | 金額                              | 構成比   | 金額           | 増減率 |
| 検証事業 | -                             | -   | 2,675,854千円                     | 58.7% | -            | -   |
| 開発事業 | -                             | -   | 1,882,766                       | 41.3  | -            | -   |
| 合計   | -                             | -   | 4,558,620                       | 100.0 | -            | -   |

(注) 事業別売上高は事業間の内部振替高を含まない数値です。

## ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は17,405千円で、その主な内容は、業務用パソコン等の工具、器具及び備品の取得であります。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、2025年7月22日に開催した当社取締役会決議により、2025年8月20日に第三者割当による新株式を発行し、10,117千円の資金調達を行いました。

## ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当事業年度中の該当事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
当事業年度中の該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
当事業年度中の該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
当社は、2025年10月1日に株式会社アルテックスの全株式を取得し、同社を連結子会社としております。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                      | 第 38 期<br>(2023年3月期) | 第 39 期<br>(2024年3月期) | 第 40 期<br>(2025年3月期) | 第41期<br>(当連結会計年度)<br>(2026年3月期) |
|--------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)               | -                    | -                    | -                    | 4,558,620                       |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (千円) | -                    | -                    | -                    | 86,501                          |
| 1株当たり当期純利益 (円)           | -                    | -                    | -                    | 20.88                           |
| 総 資 産 (千円)               | -                    | -                    | -                    | 2,255,380                       |
| 純 資 産 (千円)               | -                    | -                    | -                    | 1,207,017                       |
| 1株当たり純資産 (円)             | -                    | -                    | -                    | 290.78                          |

- (注) 1. 第41期(2026年3月期)より連結計算書類を作成しているため、第40期(2025年3月期)以前の各数値については記載していません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。
3. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
4. 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第41期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び純資産を算定しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 38 期<br>(2023年3月期) | 第 39 期<br>(2024年3月期) | 第 40 期<br>(2025年3月期) | 第 41 期<br>(当事業年度)<br>(2026年3月期) |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)     | 3,550,234            | 4,076,709            | 4,154,113            | 4,463,338                       |
| 経 常 利 益 (千円)   | 191,358              | 266,750              | 115,285              | 127,604                         |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 137,245              | 202,149              | 82,904               | 89,737                          |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 38.10                | 48.97                | 20.08                | 21.67                           |
| 総 資 産 (千円)     | 1,803,672            | 2,121,973            | 2,124,151            | 2,224,937                       |
| 純 資 産 (千円)     | 898,722              | 1,083,748            | 1,139,202            | 1,210,252                       |
| 1株当たり純資産 (円)   | 217.71               | 262.54               | 275.98               | 291.56                          |

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。
3. 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第38期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び純資産を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況  
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名        | 資本金   | 当社の議決権比率 | 事業内容                 |
|------------|-------|----------|----------------------|
| 株式会社アルテックス | 10百万円 | 100%     | コンピュータの<br>ソフトウェアの開発 |

(注) 2025年10月1日に株式会社アルテックスの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

### (4) 対処すべき課題

当社が属するIT関連業界においては、引き続き企業のIT投資が拡大傾向にあると共に、IoTやAI、RPAなど、最先端のIT技術を活用した新たな市場も立ち上がりつつあります。また、ウクライナ情勢等の影響により、日本国内においても、サイバー攻撃の被害が見られ、これらに備えるためにセキュリティ対策を強化する企業も増加しております。さらに企業の働き方改革への対応、DX推進に伴う自動化・効率化・省力化へのシステム投資も続くものと考えております。

このような経営環境の中、当社では、持続的な成長力と強固な経営基盤、財務基盤を確立するために、対処すべき課題を以下のように定め、更なる企業価値の向上に努めてまいります。

① 検証事業における課題

当社の検証事業は、情報システム開発を行う顧客企業・S I e r が行うシステム開発工程の一部である「システム検証」業務を受託し、テスト・検証サービスを提供しており、システムの品質改善に継続的に貢献する企業を目指しております。

そのためには、品質の見える化が重要と捉えており、ソフトウェア品質の国際規格への取り組みや、テスト自動化への取り組み、ソフトウェア品質を向上させる取り組みなどを積極的に進め、高度で安心安全に使えるICT社会の実現に貢献したいと考えております。

従来は継続的取引先であるS I e r へのテスト支援での参画が主でしたが、今後は事業会社との直接契約（一次請け）の比率を上げていきます。これは、直接契約（一次請け）案件とすることで、当社裁量によるサービスを提供できる領域を大きくすることが可能となり、その中でのテストの自動化サービスの導入が容易となります。ひいては案件の継続性や高価格での受注にもつながってゆくものと思われれます。

また、顧客に必要とされる当社ならではのテスト・検証サービスを提供するには、テスト技術者の確保、教育は重要な課題であると捉えております。一方、従来の機能テストを主体とし

たサービス領域に加え、今後成長していくと思われる安全性、操作性などの利用者品質も重視したテストを行うサービス領域への拡大も重要な課題であると考えております。

② 開発事業における課題

創業から行っております業種特化型の鋼材業・木材卸業向けパッケージソフトウェア事業は、小規模ながら安定した事業となっており、現在は顧客の会社にサーバーを設置して運用するシステムとなっております。今後はクラウド型のパッケージソフトウェアへの移行が課題となります。

また、セキュリティ製品の「monoPack」は、自宅のPCをシンクライアント化し、テレワークに活用する製品ですので、需要は堅調に推移すると認識しております。一方で、利用するPCが多様化し、OSの違いやバージョンの違いがあり、個々に動作確認する必要があります。OSのバージョンアップに合わせて当社の製品もバージョンアップしてゆくことが必要ですが、新しいPCやOSの情報を可能な限り早く入手して迅速に対応できるかが課題となります。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

| 事業区分 | 事業内容                                |
|------|-------------------------------------|
| 検証事業 | ソフトウェアのテスト・検証・評価に関わるサービス全般          |
| 開発事業 | 自社開発ソフトウェアの販売及び保守サービス並びにシステム開発の受託業務 |

## (6) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

### ① 当社

|         |            |
|---------|------------|
| 本 社     | 東京都台東区     |
| 札幌センター  | 北海道札幌市中央区  |
| 郡山センター  | 福島県郡山市     |
| つくばセンター | 茨城県つくば市    |
| 成田センター  | 千葉県成田市     |
| 諏訪センター  | 長野県諏訪郡下諏訪町 |
| 名古屋センター | 愛知県名古屋市中区  |

### ② 子会社

|            |        |
|------------|--------|
| 株式会社アルテックス | 長野県松本市 |
|------------|--------|

(注) 株式会社アルテックスは、当社が2025年10月1日付で全株式を取得いたしました。

## (7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

|      |
|------|
| 使用人数 |
| 491名 |

- (注) 1. 当連結会計年度より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。
2. 使用人数は就業員数であります。なお、臨時雇用社員は含んでおりません。

### ② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前期比増減 | 平均年齢    | 平均勤続年数 |
|------|-------|---------|--------|
| 462名 | 41名増  | 36歳11ヵ月 | 6年0ヵ月  |

(注) 使用人数は就業員数であります。なお、臨時雇用社員は含んでおりません。

**(8) 主要な借入先の状況**（2026年3月31日現在）

| 借入先         | 借入残高（千円） |
|-------------|----------|
| 株式会社八十二長野銀行 | 266,866  |
| 日本生命保険相互会社  | 84,000   |
| 株式会社りそな銀行   | 50,000   |

（注） 株式会社長野銀行は、2026年1月1日付で株式会社八十二銀行と合併し、商号を株式会社八十二長野銀行に変更いたしました。

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2026年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 14,100,000株

(注) 2025年9月10日開催の取締役会決議により、2025年10月1日付で株式分割（1株を3株に分割）に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は9,400,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 4,151,100株

(注) 1. 取締役（社外取締役を除く。）4名に対して、譲渡制限付株式の付与のため、2025年8月20日付で普通株式7,700株を発行したことにより、発行済株式の総数が増加しております。

2. 2025年10月1日付の株式分割（1株を3株に分割）により、発行済株式の総数は2,767,400株増加しております。

(3) 株主数 1,143名

### (4) 大株主

| 株主名                   | 持株数     | 持株比率   |
|-----------------------|---------|--------|
| ウイステリアトラスト株式会社        | 1,787千株 | 43.05% |
| 株式会社大塚商会              | 402     | 9.68   |
| 光通信KK投資事業有限責任組合       | 275     | 6.62   |
| 日本ナレッジ従業員持株会          | 259     | 6.25   |
| UHPartners2投資事業有限責任組合 | 223     | 5.37   |
| 楽天証券株式会社共有口           | 116     | 2.81   |
| 藤井洋一                  | 81      | 1.97   |
| 日本証券金融株式会社            | 62      | 1.51   |
| 長谷川貴志                 | 62      | 1.51   |
| 松井証券株式会社              | 48      | 1.16   |

(注) 持株比率は自己株式（204株）を控除して計算しております。

#### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2025年6月27日開催の第40回定時株主総会決議に基づき、当社の社外取締役を除く取締役に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

当社の役員に交付した株式の区分別合計

|               | 株 式 数  | 交付対象者数 |
|---------------|--------|--------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 7,700株 | 4名     |

(注) 当社は、2025年10月1日付で、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は交付時点（2025年8月20日）の株式数であります。

### 3. 会社役員 の 状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                   |
|----------|--------|----------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 藤井 洋一  | 一般社団法人IT検証産業協会名誉会長、関東ITソフトウェア健康保険組合理事、学校法人三橋学園（船橋情報ビジネス専門学校）理事 |
| 取締役      | 長谷川 貴志 | DX推進本部長                                                        |
| 取締役      | 青木 一男  | 管理本部長                                                          |
| 取締役      | 藤井 勇佑  | 事業統括本部長、ウイステリアトラスト株式会社代表取締役                                    |
| 取締役      | 渡辺 照男  | Re・Favor株式会社代表取締役社長                                            |
| 取締役      | 小泉 妙美  | 株式会社Amazia常勤監査役、Cellid株式会社監査役                                  |
| 常勤監査役    | 寺脇 健夫  |                                                                |
| 監査役      | 山脇 市郎  | 山脇会計事務所代表                                                      |
| 監査役      | 田畠 宏一  | みらい総合法律事務所パートナー、株式会社シー・オー・メディカル監査役<br>一般社団法人IT検証産業協会監事         |

- (注) 1. 取締役渡辺照男氏及び取締役小泉妙美氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役寺脇健夫氏、監査役山脇市郎氏及び監査役田畠宏一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役小泉妙美氏及び監査役山脇市郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役田畠宏一氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、社外取締役渡辺照男氏及び小泉妙美氏並びに社外監査役寺脇健夫氏、山脇市郎氏及び田畠宏一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

取締役渡辺照男氏及び取締役小泉妙美氏並びに各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## (3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益または便宜を得た場合や、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害行為は填補の対象としないこととしております。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                | 報酬等の総額               | 報酬等の種類別の総額           |         |                | 対象となる<br>役員の数 |
|--------------------|----------------------|----------------------|---------|----------------|---------------|
|                    |                      | 基本報酬                 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等         |               |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 70,895千円<br>(4,800)  | 69,000千円<br>(4,800)  | —       | 1,895千円<br>(0) | 6名<br>(2)     |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 12,600千円<br>(12,600) | 12,600千円<br>(12,600) | —       | —              | 3名<br>(3)     |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 83,495千円<br>(17,400) | 81,600千円<br>(17,400) | —       | 1,895千円<br>(0) | 9名<br>(5)     |

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「3. (5) ③役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員報酬等の額は、2016年6月30日開催の第31回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額200,000千円以内、監査役の報酬限度額を年額30,000千円以内とそれぞれ決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役は1名）であり、監査役の員数は3名（うち社外監査役は3名）であります。

また、2025年6月27日開催の第40回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対して、上記金銭報酬とは別に譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の額として、年額50,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名であります。

### ③ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2025年1月20日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを認識しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

#### イ. 基本方針

報酬体系は、業績の持続的向上と企業価値の最大化に向けた取締役のインセンティブとして機能させることを通じて、株主価値に連動する制度設計とします。報酬水準は、人財の安定的な確保の観点から、当社の従業員が取締役を目指すモチベーションとなるべき内容とします。

#### ロ. 固定報酬

取締役報酬の業界水準、従業員給与とのバランス、各取締役の職責・在任年数および会社の業績等を総合的に勘案して決定し、月額で支給します。

#### ハ. 非金銭報酬

中長期的な企業価値・株主価値の向上に対する貢献意欲を引き出すため、業務執行取締役に對し、3年以上の期間の経過後または退任時に譲渡制限を解除する業績に連動しない株式報酬（いわゆるRS）を、原則として毎年一定の時期に付与します。

#### 二. 報酬等の割合

中長期的な企業価値・株主価値の向上に重きを置いた報酬体系とするため、固定報酬の総額を100としたときに、株式報酬の額が10～30となる割合を目安として設定します。

#### ホ. 個人別報酬等の内容の決定方法

各取締役の個人別の報酬等の具体的な内容は、取締役会が決議に基づき、当社の経営環境・経営情報を熟知し各取締役の役割・責任に対する評価を行うにあたって最も適任である代表取締役社長にその決定を委任します。

#### ④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長藤井洋一に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会が、その妥当性等について確認しております。

## (6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役渡辺照男氏は、Re・Favor株式会社の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には取引関係及び特別の関係はありません。
  - ・取締役小泉妙美氏は、株式会社Amaziaの常勤監査役及びCellid株式会社監査役であります。当社と兼職先との間には取引関係及び特別の関係はありません。
  - ・監査役山脇市郎氏は、山脇会計事務所代表であります。当社と兼職先との間には取引関係及び特別の関係はありません。
  - ・監査役田畠宏一氏は、みらい総合法律事務所のパートナー、株式会社シーオーメディカルの監査役及び一般社団法人IT検証産業協会監事であります。当社と兼職先との間には取引関係及び特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

|     |        | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                             |
|-----|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 渡辺 照 男 | 当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、IT企業の経営指導を通じて培った豊富な経験と幅広い見識から、事業戦略、商品・サービス開発、競争環境への対応等について、適宜発言を行っております。 |
| 取締役 | 小泉 妙 美 | 当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、財務報告及び予算管理等に関する事項について、適宜発言を行っております。                     |
| 監査役 | 寺脇 健 夫 | 15回開催された取締役会の全て、14回開催された監査役会の全てに出席し、適宜発言を行っております。                                                  |
| 監査役 | 山脇 市 郎 | 15回開催された取締役会の全て、14回開催された監査役会の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。                                 |
| 監査役 | 田畠 宏 一 | 15回開催された取締役会の全て、14回開催された監査役会の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。                                   |

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 PwC Japan 有限責任監査法人

##### (2) 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 26,500千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 26,500   |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

##### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>   |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,457,017</b> | <b>流動負債</b>     | <b>738,601</b>   |
| 現金及び預金          | 671,834          | 買掛金             | 245,534          |
| 売掛金及び契約資産       | 735,757          | 短期借入金           | 50,000           |
| 仕掛品             | 5,063            | 一年内返済予定の長期借入金   | 74,200           |
| その他             | 44,362           | 未払費用            | 81,503           |
| <b>固定資産</b>     | <b>798,362</b>   | 未払消費税等          | 69,586           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>521,525</b>   | 未払法人税等          | 39,064           |
| 建物および構築物        | 357,770          | 契約負債            | 55,923           |
| 土地              | 109,121          | 賞与引当金           | 84,534           |
| その他             | 54,633           | その他(流動負債)       | 38,256           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>75,096</b>    | <b>固定負債</b>     | <b>309,761</b>   |
| のれん             | 67,780           | 長期借入金           | 276,666          |
| その他             | 7,315            | その他             | 33,095           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>201,740</b>   | <b>負債合計</b>     | <b>1,048,363</b> |
| 投資有価証券          | 38,983           | <b>(純資産の部)</b>  |                  |
| 繰延税金資産          | 40,775           | 株主資本            | 1,204,851        |
| その他             | 121,981          | 資本金             | 222,158          |
| <b>資産合計</b>     | <b>2,255,380</b> | 資本剰余金           | 163,398          |
|                 |                  | 利益剰余金           | 819,399          |
|                 |                  | 自己株式            | △106             |
|                 |                  | その他の包括利益累計額     | 2,165            |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金    | 2,165            |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>    | <b>1,207,017</b> |
|                 |                  | <b>負債・純資産合計</b> | <b>2,255,380</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       |
|-----------------|-----------|
| 売上高             | 4,558,620 |
| 売上原価            | 3,829,770 |
| 売上総利益           | 728,850   |
| 販売費及び一般管理費      | 663,442   |
| 営業利益            | 65,408    |
| 営業外収益           |           |
| 受取利息            | 1,353     |
| 受取配当金           | 1,339     |
| 助成金収入           | 52,292    |
| 共済解約返戻金         | 8,000     |
| その他             | 4,893     |
| 営業外費用           |           |
| 支払利息            | 5,009     |
| その他             | 253       |
| 経常利益            | 128,024   |
| 税金等調整前当期純利益     | 128,024   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 38,315    |
| 法人税等調整額         | 3,206     |
| 当期純利益           | 86,501    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 86,501    |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>   |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,363,412</b> | <b>流動負債</b>     | <b>712,247</b>   |
| 現金及び預金          | 618,416          | 買掛金             | 246,335          |
| 売掛金及び契約資産       | 696,298          | 短期借入金           | 50,000           |
| 仕掛品             | 5,050            | 一年内返済予定の長期借入金   | 71,968           |
| 前渡金             | 8,713            | リース債務           | 3,670            |
| 前払費用            | 33,650           | 未払費用            | 68,958           |
| その他             | 1,282            | 未払消費税等          | 67,322           |
| <b>固定資産</b>     | <b>861,524</b>   | 未払法人税等          | 37,360           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>519,781</b>   | 契約負債            | 55,902           |
| 建物              | 343,708          | 賞与引当金           | 77,467           |
| 工具、器具及び備品       | 34,477           | その他             | 33,262           |
| 土地              | 109,121          | <b>固定負債</b>     | <b>302,437</b>   |
| リース資産           | 11,341           | 長期借入金           | 269,500          |
| その他             | 21,131           | リース債務           | 9,384            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>7,077</b>     | 資産除去債務          | 21,273           |
| ソフトウェア          | 6,866            | その他             | 2,278            |
| その他             | 210              | <b>負債合計</b>     | <b>1,014,684</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>334,665</b>   | <b>(純資産の部)</b>  |                  |
| 関係会社株式          | 136,875          | <b>株主資本</b>     | <b>1,208,087</b> |
| 投資有価証券          | 38,983           | 資本金             | 222,158          |
| 出資金             | 16,450           | 資本剰余金           | 163,398          |
| 繰延税金資産          | 38,090           | 資本準備金           | 151,158          |
| その他             | 104,466          | その他資本剰余金        | 12,240           |
| 貸倒引当金           | △200             | <b>利益剰余金</b>    | <b>822,635</b>   |
| <b>資産合計</b>     | <b>2,224,937</b> | 利益準備金           | 12,754           |
|                 |                  | その他利益剰余金        | 809,880          |
|                 |                  | 繰越利益剰余金         | 809,880          |
|                 |                  | <b>自己株式</b>     | <b>△106</b>      |
|                 |                  | 評価・換算差額等        | 2,165            |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金    | 2,165            |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>    | <b>1,210,252</b> |
|                 |                  | <b>負債・純資産合計</b> | <b>2,224,937</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額    |           |
|-------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                   |        | 4,463,338 |
| 売 上 原 価                 |        | 3,763,288 |
| 売 上 総 利 益               |        | 700,049   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 627,322   |
| 営 業 利 益                 |        | 72,727    |
| 営 業 外 収 益               |        |           |
| 受 取 利 息                 | 1,302  |           |
| 受 取 配 当 金               | 1,339  |           |
| 助 成 金 収 入               | 52,292 |           |
| 受 取 家 賃 収 入             | 2,653  |           |
| そ の 他                   | 2,512  | 60,100    |
| 営 業 外 費 用               |        |           |
| 支 払 利 息                 | 4,969  |           |
| そ の 他                   | 253    | 5,222     |
| 経 常 利 益                 |        | 127,604   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |        | 127,604   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 36,611 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 1,255  | 37,867    |
| 当 期 純 利 益               |        | 89,737    |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

日本ナレッジ株式会社  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

京都事務所

|                    |       |         |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 浦 上 卓 也 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 田 口 真 樹 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ナレッジ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ナレッジ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

日本ナレッジ株式会社  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

京都事務所

|                    |       |      |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 浦上卓也 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 田口真樹 |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ナレッジ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第41期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

日本ナレッジ株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）寺 脇 健 夫 ㊟

監査役（社外監査役）山 脇 市 郎 ㊟

監査役（社外監査役）田 畠 宏 一 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第41期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は41,508,960円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年6月29日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

- ① 減少する剰余金の項目とその額  
繰越利益剰余金       4,150,896円
- ② 増加する剰余金の項目とその額  
利益準備金           4,150,896円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### (1) 提案の理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

経営の効率性を高め、機動的な意思決定を可能とするため、業務執行取締役への権限移譲に関する規定を新設するものであります。

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当を取締役会決議により行うことが可能となるよう、剰余金の配当等の決定機関に関する規定を新設するものであります。

また、条文中の表記の統一その他字句の修正等、所要の整備を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                                                                  | 変更案                                                                                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総則<br>(機関の設置)<br>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>1. 取締役会<br>2. 監査役<br><u>3. 監査役会</u><br>4. 会計監査人 | 第1章 総則<br>(機関の設置)<br>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>1. 取締役会<br>2. <u>監査等委員会</u><br>( 削除 )<br><u>3. 会計監査人</u> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                              | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第2章 株式<br/>(株主名簿管理人)<br/>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって</u>選定する。</p> <p>③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</p> | <p>第2章 株式<br/>(株主名簿管理人)<br/>第10条 ( 現行どおり )</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が</u>選定する。</p> <p>③ 当会社の株主名簿<u>及び</u>新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿<u>及び</u>新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</p> |
| <p>(株式取扱規程)<br/>第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p>                                                                                                                                            | <p>(株式取扱規程)<br/>第11条 当会社の株式に関する取扱い<u>及び</u>手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程</u>による。</p>                                                                                                                                         |

| 現行定款                                                                                                                                                                                              | 変更案                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第3章 株主総会<br/>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> | <p>第3章 株主総会<br/>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② ( 現行どおり )</p>      |
| <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし当会社の議決権を有する株主であることを要する。</p> <p>② 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。</p>                                                 | <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 ( 現行どおり )</p> <p>② 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。</p>                        |
| <p>(株主総会議事録)</p> <p>第17条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。</p>                                                                            | <p>(株主総会議事録)</p> <p>第17条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印または電子署名を行う。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第4章 取締役、代表取締役及び取締役会<br/>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p>                                                                                                     | <p>第4章 取締役、代表取締役及び取締役会<br/>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は、7名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">② 当社の監査等委員である取締役は、<u>4名以内とする。</u></p>                                                                                                                                                            |
| <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">② 取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> | <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 当社の取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行い株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">② ( 現行どおり )</p> <p style="text-align: center;">③ <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                           | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p> | <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>④ <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                              | 変更案                                                                                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 当社は、社長1名を、必要に応じて専務取締役及び常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により、取締役の中から選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p>                                 | <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 当社は、社長1名を、必要に応じて専務取締役及び常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である者を除く。)</u>の中から選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である者を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> |
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会は、取締役社長が招集し、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会は、取締役社長が招集し、会日の3日前までに各取締役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。</p>                              |
| <p>( 新 設 )</p>                                                                                                                                                    | <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>                                                  |

| 現行定款                                                                                                     | 変更案                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の決議)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>                               | <p>(取締役会の決議)</p> <p>第27条 取締役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き</u>、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>                       |
| <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 ( 条文省略 )</p>                                                                 | <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 ( 現行どおり )</p>                                                                                |
| <p>(取締役会議事録)</p> <p>第28条 取締役会の議事については、その経過の要領及び結果を議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印または電子署名を行う。</p> | <p>(取締役会議事録)</p> <p>第29条 取締役会の議事については、その経過の要領及び結果並びに<u>その他法令に定める事項</u>を議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印または電子署名を行う。</p> |
| <p>(取締役会規程)</p> <p>第29条 ( 条文省略 )</p>                                                                     | <p>(取締役会規程)</p> <p>第30条 ( 現行どおり )</p>                                                                                    |
| <p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議によって定める。</p>                      | <p>(報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p>    |
| <p>第5章 監査役及び監査役会<br/>(監査役の員数)</p> <p>第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p>                                          | <p>( 削 除 )</p>                                                                                                           |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変更案            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第32条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>③ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> | <p>( 削 除 )</p> |
| <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の監査役の任期の満了する時までとする。</p>                                                                                                                                       | <p>( 削 除 )</p> |
| <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第34条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。</p>                                                                                                                                                                                                                                 | <p>( 削 除 )</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                          | 変更案     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日</u><br/><u>前までに各監査役に対して発する。た</u><br/><u>だし、緊急の必要があるときは、この</u><br/><u>期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招</u><br/><u>集の手続きを経ないで監査役会を開催</u><br/><u>することができる。</u></p> | ( 削 除 ) |
| <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定</u><br/><u>めがある場合を除き、監査役の過半数</u><br/><u>をもって行う。</u></p>                                                                                                                        | ( 削 除 ) |
| <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第37条 <u>監査役会における議事の経過の要領</u><br/><u>及びその結果ならびにその他法令に定</u><br/><u>める事項については、これを議事録に</u><br/><u>記載または記録し、出席した監査役が</u><br/><u>これに記名押印または電子署名する。</u></p>                                                     | ( 削 除 ) |
| <p>(監査役会規則)</p> <p>第38条 <u>監査役会に関する事項は、法令また</u><br/><u>は本定款のほか、監査役会において定</u><br/><u>める監査役会規則による。</u></p>                                                                                                                      | ( 削 除 ) |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                           | 変更案                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(<u>監査役との間の責任限定契約</u>)</p> <p>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> | <p>( 削 除 )</p>                                                                                             |
| <p>(<u>報酬等</u>)</p> <p>第40条 <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                                                                                                  | <p>( 削 除 )</p>                                                                                             |
| <p>( 新 設 )</p>                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> |
| <p>( 新 設 )</p>                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>(<u>監査等委員会の権限</u>)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会は、法令または本定款に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p>         |

| 現行定款    | 変更案                                                                                                                                                                                  |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ( 新 設 ) | <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)<br/> 第34条 <u>監査等委員会は、各監査等委員が招集し、会日の3日前までに各監査等委員に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の通知をしないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> |
| ( 新 設 ) | <p>(<u>監査等委員会の決議方法</u>)<br/> 第35条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>                                                                      |
| ( 新 設 ) | <p>(<u>監査等委員会の議事録</u>)<br/> 第36条 <u>監査等委員会の議事については、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに署名若しくは記名押印または電子署名する。</u></p>                                                  |
| ( 新 設 ) | <p>(<u>監査等委員会規程</u>)<br/> 第37条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>                                                                                        |

| 現行定款                                                                              | 変更案                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第41条 ( 条文省略 )</p>                                 | <p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第38条 ( 現行どおり )</p>                                                                         |
| <p>( 新 設 )</p>                                                                    | <p>(<u>剰余金の配当等の決定機関</u>)</p> <p>第39条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> |
| <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第42条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。</p> | <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第40条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対して行う。</p>                                         |
| <p>(中間配当)</p> <p>第43条 ( 条文省略 )</p>                                                | <p>(中間配当)</p> <p>第41条 ( 現行どおり )</p>                                                                                        |
| <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第44条 ( 条文省略 )</p>                                            | <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第42条 ( 現行どおり )</p>                                                                                    |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                       | 変更案                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>( 新 設 )</p>                                                                                                                                                                                                             | <p>附則<br/> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u><br/> 第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第41回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p>                                                    |
| <p>昭和60年10月22日 会社設立<br/> 平成29年 6月29日 改訂<br/> 平成30年 6月29日 改訂<br/> 平成30年11月22日 改訂<br/> 令和 3年 6月29日 改訂<br/> 令和 4年 6月29日 改訂<br/> 令和 4年11月25日 改訂<br/> 令和 5年 1月13日 改訂<br/> 令和 5年 2月16日 附則削除<br/> 令和 7年10月 1日 改訂<br/> ( 新 設 )</p> | <p>昭和60年10月22日 会社設立<br/> 平成29年 6月29日 改訂<br/> 平成30年 6月29日 改訂<br/> 平成30年11月22日 改訂<br/> 令和 3年 6月29日 改訂<br/> 令和 4年 6月29日 改訂<br/> 令和 4年11月25日 改訂<br/> 令和 5年 1月13日 改訂<br/> 令和 5年 2月16日 附則削除<br/> 令和 7年10月 1日 改訂<br/> 令和 8年 6月26日 改訂</p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（6名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                 | 当社における地位 |    |
|-------|--------------------|----------|----|
| 1     | ふじい よういち<br>藤井 洋一  | 代表取締役社長  | 再任 |
| 2     | はせがわ たかし<br>長谷川 貴志 | 取締役      | 再任 |
| 3     | あおき かずお<br>青木 一男   | 取締役      | 再任 |
| 4     | ふじい ゆうすけ<br>藤井 勇佑  | 取締役      | 再任 |

**再任** 再任取締役候補者

候補者  
番号

1

<sup>ふじ</sup> <sup>い</sup> <sup>よう</sup> <sup>いち</sup>  
**藤井洋一**

(1957年10月15日)

再任

#### 略歴、当社における地位及び担当

|          |                                    |          |                                    |
|----------|------------------------------------|----------|------------------------------------|
| 1985年10月 | 日本スペースソフト株式会社設立<br>代表取締役就任         | 2016年 6月 | 一般社団法人IT検証産業協会 会長就任                |
| 1986年12月 | 日本ナレッジエンジニアリング株式会社に商号変更<br>代表取締役就任 | 2020年 2月 | 学校法人三橋学園（船橋情報ビジネス専門学校）<br>理事就任（現任） |
| 1988年 6月 | 日本ナレッジ株式会社に商号変更<br>当社代表取締役社長就任（現任） | 2023年 6月 | 一般社団法人IT検証産業協会 監事就任                |
|          |                                    | 2025年 5月 | 関東ITソフトウェア健康保険組合<br>理事就任（現任）       |
|          |                                    | 2025年 6月 | 一般社団法人IT検証産業協会<br>名誉会長就任（現任）       |

**重要な兼職の状況：**一般社団法人IT検証産業協会名誉会長、関東ITソフトウェア健康保険組合理事、学校法人三橋学園（船橋情報ビジネス専門学校）理事

**所有する当社の株式数：**81,900株

**在任年数：**40年8カ月

#### 取締役候補者とした理由

藤井 洋一氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたり当社事業を牽引し、代表取締役社長として上場企業へと成長させました。経営者としての豊富な経験や識見を活かし、引き続き当社の取締役会における重要事項の決定および職務執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者としたしました。

候補者  
番号

2

<sup>は</sup> <sup>せ</sup> <sup>がわ</sup> <sup>たか</sup> <sup>し</sup>  
**長谷川 貴志**

(1969年6月20日)

再任

#### 略歴、当社における地位及び担当

|          |                    |          |                 |
|----------|--------------------|----------|-----------------|
| 1989年 5月 | 当社入社               | 2022年 9月 | 当社取締役 事業統括本部長就任 |
| 2012年 5月 | 当社取締役就任            | 2024年 4月 | 当社取締役 DX推進本部長就任 |
| 2015年 4月 | 当社取締役 開発事業部 技術部長就任 | 2026年 4月 | 当社取締役 就任（現任）    |
| 2019年 7月 | 当社取締役 開発事業本部長就任    |          |                 |

**所有する当社の株式数：**62,700株

**在任年数：**14年1カ月

#### 取締役候補者とした理由

長谷川 貴志氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたり当社開発事業を牽引し、成果を上げて参りました。また、経営者として引き続き当社の取締役会における重要事項の決定および職務執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者としたしました。

候補者  
番号

3

あお  
青

き  
木

かず  
一

お  
男

(1953年6月7日)

再任

#### 略歴、当社における地位及び担当

|          |                                 |          |                    |
|----------|---------------------------------|----------|--------------------|
| 1977年4月  | 日本電気工事株式会社<br>(現NECネッツエスアイ株式会社) | 2016年4月  | 当社入社 顧問就任          |
| 2001年7月  | 同社経理部財務室長                       | 2016年6月  | 当社常勤監査役就任          |
| 2007年10月 | 同社監査部長                          | 2019年10月 | 当社取締役 管理本部長就任 (現任) |
| 2013年6月  | キューアンドエー株式会社<br>常勤監査役就任         |          |                    |

所有する当社の株式数：11,400株

在任年数：6年8カ月

#### 取締役候補者とした理由

青木 一男氏を取締役候補者とした理由は、大手企業において長年にわたり経理部門、監査部門を牽引し成果を上げて参りました。また、経営者として引き続き当社の取締役会における重要事項の決定および職務執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者  
番号

4

ふじ  
藤

い  
井

ゆう  
勇

すけ  
佑

(1983年10月25日)

再任

#### 略歴、当社における地位及び担当

|          |                           |         |                     |
|----------|---------------------------|---------|---------------------|
| 2008年8月  | NECネッツエスアイ・サービス株式会社<br>入社 | 2020年4月 | 当社執行役員 営業本部長就任      |
| 2011年10月 | 当社入社                      | 2023年4月 | 当社上席執行役員 営業統括本部長就任  |
| 2019年10月 | 当社開発事業本部 副本部長             | 2024年4月 | 当社上席執行役員 事業統括本部長就任  |
|          |                           | 2024年6月 | 当社取締役 事業統括本部長就任     |
|          |                           | 2026年4月 | 当社取締役 事業支援室長就任 (現任) |

重要な兼職の状況：ウイステリアトラスト株式会社 代表取締役

所有する当社の株式数：2,100株

在任年数：2年

#### 取締役候補者とした理由

藤井 勇佑氏を取締役候補者とした理由は、当社において長年にわたり当社営業部門を牽引し成果を上げて参りました。また、経営者として引き続き当社の取締役会における重要事項の決定および職務執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が、その職務執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害賠償及び争訟費用等を当該保険により、保険会社が補填することとしています。
- 各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                | 当社における地位 |    |    |    |
|-------|-------------------|----------|----|----|----|
| 1     | いとう ひろゆき<br>伊東 宏之 | 内部監査室長   | 新任 |    |    |
| 2     | こいずみ たえみ<br>小泉 妙美 | 独立社外取締役  | 新任 | 社外 | 独立 |
| 3     | たばた こういち<br>田畠 宏一 | 独立社外監査役  | 新任 | 社外 | 独立 |

**新任** 新任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者  
番号

1

いとう ひろ ゆき  
**伊 東 宏 之** (1960年3月26日生)

新任

**略歴、当社における地位及び担当**

|          |                                                           |                 |                                        |
|----------|-----------------------------------------------------------|-----------------|----------------------------------------|
| 1982年04月 | シャープ株式会社 入社                                               | 2015年06月        | 一般社団法人IT検証産業協会 理事                      |
| 1987年09月 | 株式会社リコー 入社                                                | 2016年04月        | リコーITソリューションズ株式会社<br>IT検証サービス事業部 副事業部長 |
| 2007年05月 | Ricoh Imaging Technology<br>(Shanghai) Co., Ltd. 出向 検証部門長 | 2019年09月        | 日本ナレッジ株式会社 入社                          |
| 2011年04月 | リコーITソリューションズ株式会社 出向                                      | <b>2021年04月</b> | <b>当社内部監査室長 (現任)</b>                   |

**重要な兼職の状況：**なし

**所有する当社の株式数：**一株

**在任年数：**一年

**監査等委員である取締役候補者とした理由**

伊東 宏之氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、開発、検証分野に関する幅広い経験・知識を有しており、また、監査分野に関しても内部監査士を有しており、監査に関係する相当程度の知識、経験があるため、監査等委員である取締役としての職務を十分に果たすことができると判断し、監査等委員である取締役候補者としていたしました。

候補者  
番号

2

こ いずみ たえ み  
**小 泉 妙 美** (1968年11月29日)

新任

社外

独立

**略歴、当社における地位及び担当**

|           |                                |                 |                                |
|-----------|--------------------------------|-----------------|--------------------------------|
| 1992年 4 月 | 株式会社東京銀行<br>(現株式会社三菱UFJ銀行) 入行  | 2006年11月        | 監査法人トーマツ<br>(現有限責任監査法人トーマツ) 入所 |
| 2001年10月  | 監査法人トーマツ<br>(現有限責任監査法人トーマツ) 入所 | <b>2016年12月</b> | <b>株式会社Amazia常勤監査役就任(現任)</b>   |
| 2005年10月  | あずさ監査法人<br>(現有限責任あずさ監査法人) 入所   | <b>2022年11月</b> | <b>当社社外取締役就任 (現任)</b>          |
|           |                                | <b>2023年12月</b> | <b>Cellid株式会社監査役就任 (現任)</b>    |

**重要な兼職の状況：**株式会社Amazia 常勤監査役、Cellid株式会社 監査役

**所有する当社の株式数：**一株

**在任年数：**3年7カ月

**監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

小泉 妙美氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行頂けるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

候補者  
番号

3

た ばた こう いち  
田 畠 宏 一

(1982年8月5日)

新任

社外

独立

#### 略歴、当社における地位及び担当

|          |                                 |          |                            |
|----------|---------------------------------|----------|----------------------------|
| 2008年09月 | 弁護士登録（第二東京弁護士会）<br>牛島総合法律事務所 入所 | 2019年06月 | 一般社団法人IT検証産業協会監事就任<br>（現任） |
| 2009年11月 | みらい総合法律事務所 入所                   | 2019年06月 | 株式会社シーオーメディカル監査役就任<br>（現任） |
| 2015年01月 | みらい総合法律事務所 パートナー就任<br>（現任）      | 2024年06月 | 当社監査役就任（現任）                |

**重要な兼職の状況：**みらい総合法律事務所パートナー、株式会社シーオーメディカル監査役、一般社団法人IT検証産業協会監事

所有する当社の株式数：一株

在任年数：2年

#### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

田畠 宏一氏は監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、弁護士として培われた法律知識と幅広い見識を有しており、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 伊東 宏之氏は、本総会において選任された場合には、直ちに内部監査室長の職を解かれる予定であります。
3. 小泉 妙美氏及び田畠 宏一氏は、社外取締役候補者であります。なお、伊東 宏之氏、小泉 妙美氏及び田畠 宏一氏は新任の取締役候補者であります。
4. 当社は、小泉 妙美氏及び田畠 宏一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の選任が承認された場合は、両氏との当該契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が、その職務執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害賠償及び争訟費用等を当該保険により、保険会社が補填することとしています。
- 各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は小泉 妙美氏及び田畠 宏一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏らの選任が承認された場合は、当社は引き続き同氏らを独立役員とする予定であります。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

そ え だ し げ な が  
**添 田 繁 永** (1973年9月29日)

社外

### 略歴、当社における地位

|          |                                  |         |                          |
|----------|----------------------------------|---------|--------------------------|
| 1998年11月 | 株式会社ビジネスバンク 入社                   | 2020年1月 | 同社取締役コーポレート本部長就任         |
| 2001年10月 | 中央青山監査法人金融部 入所                   | 2020年9月 | プライムストラテジー株式会社           |
| 2005年4月  | 株式会社エイ・ジー・エス・コンサルテ<br>ィング 入社     |         | 常勤監査役就任                  |
| 2011年2月  | キャリアリンク株式会社 入社                   | 2022年8月 | 同社取締役（監査等委員）就任（現任）       |
| 2011年8月  | 株式会社KID'S（現 KIDS HOLDINGS）<br>入社 | 2023年9月 | 株式会社リバイブル監査役就任（現任）       |
| 2019年5月  | 株式会社Enjin 常勤監査役就任                | 2025年1月 | 株式会社Wellness X Asia監査役就任 |

所有する当社の株式数：一株

在任年数：一年

### 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

添田 繁永氏を補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、高い専門性と経験をその職務に適切に遂行頂きたく、候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 添田 繁永氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 添田 繁永氏が社外取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が、その職務執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害賠償及び争訟費用等を当該保険により、保険会社が補填することとしています。添田 繁永氏が社外取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 添田 繁永氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2016年6月30日開催の第31回定時株主総会において、年額200,000千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額200,000千円以内（うち社外取締役分年額30,000千円以内）とさせていただきますと存じます。

なお、当社における第41期事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、本招集ご通知の事業報告における「3.会社役員の状況」に記載のとおりですが、本議案をご承認いただいた場合には、その対象を取締役（監査等委員である取締役を除く。）とする旨の変更をすることを予定しております。

本議案の内容は、上記の方針に沿う内容となっており、また、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと考えております。

当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、4名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

## **第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額30,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

## 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬は、2025年6月27日開催の第40回定時株主総会においてご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第6号議案の報酬枠とは別枠で、当社の対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50,000千円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、任意の指名・報酬委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して取締役会において決定することといたします。

当社は、2025年1月20日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針を定めており、その概要は本招集ご通知の事業報告における「3.会社役員の状況」に記載のとおりですが、本議案をご承認いただいた場合には、その対象を取締役（監査等委員である取締役を除く。）とする旨の変更をすることを予定しております。本議案は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、また、対象取締役に1年間に発行又は処分される株式総数の発行済株式総数（2026年3月31日時点）に占める割合は1.5%以下であります。そのため、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であります。第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、4名（うち社外取締役0名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年60,000株以内とします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合または株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものとします。1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

### 1. 本割当株式の譲渡制限

(1) 当該取締役は、本割当契約により割当を受けた日（以下「本払込期日」という。）より3年

間から30年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本株式会社について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない（以下「本譲渡制限」という。）。

- (2) 当社は、当該取締役において、本譲渡制限期間（ただし、本譲渡制限期間中に、当該取締役が当社又は当社の子会社（以下、当社及び当社の子会社を「当社グループ」と総称する。）の取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも正当な理由により退任した場合又は死亡により退任した場合には、本払込期日から当該退任までの期間とする。）中、継続して、当社グループの取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点（ただし、当該取締役が正当な理由により退任した場合又は死亡により退任した場合は当該退任の直後の時点）をもって、当該時点において当該取締役（ただし、当該取締役が死亡により退任した場合は当該取締役の相続人）が保有する本株式の全部についての本譲渡制限を解除する。
- (3) 前項に定める「正当な理由による退任」には、当社の承認を得ないでなされた自己都合による退任は含まれないものとする。

## 2. 無償取得事由

- (1) 当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において本譲渡制限が解除されていない本株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当然にこれを無償で取得する。
- (2) 当該取締役が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、当該取締役が当該各号に該当した時点をもって、本株式の全部を当然に無償で取得する。
  - ① 当該取締役が禁錮又は拘禁刑以上の刑に処せられた場合
  - ② 当該取締役について破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合
  - ③ 当該取締役が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ④ 当該取締役が当社グループの取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任した場合（ただし、(i)退任と同時に上記の地位のいずれかに就任又は再任する場合、(ii)正当な理由により上記のいずれの地位からも退任した場合、及び(iii)死亡により退任した場合を除く。）
- (3) 当該取締役が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、当該取締役に対して本株式を無償で取得する旨を書面で通知することにより、当該通知の到達した時点をもって、本株式の全部を当然に無償で取得する。
  - ① 当該取締役において、当社グループの事業と競業する業務に従事し、又は競合する法人その他の団体の役職員に就任したと当社の取締役会が認めた場合（ただし、当社の書面による事前の承諾を取得した場合を除く。）
  - ② 当該取締役において、法令、当社グループの内部規程又は本契約に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合、その他本株式の全部を当社が無償で取得することが相

当であると当社の取締役会が決定した場合

- (4) 当該取締役が(2)④ただし書(ii)又は(iii)の事由に該当する場合には、当社は、当該取締役が退任した時点をもって、次の①の数から②の数を引いた数の本株式を当然に無償で取得する。

① 本株式数

② 本払込期日を含む月から当該取締役が(2)④に掲げるいずれの地位からも退任した日を含む月までの月数を12で除した数（以下「在任期間比率」という。）に、本株式数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）

### 3. 組織再編等が実施される場合の本株式の取扱い

- (1) 当社は、本譲渡制限期間中に次の各号に掲げる事項が当社の株主総会（ただし、②において当社の株主総会による承認を要さない場合及び⑥においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、次の各号に定める日（以下「組織再編等効力発生日」という。）が本譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限る。）には、当社の取締役会の決議により、本払込期日を含む月から当該承認の日（以下「組織再編等承認日」という。）を含む月までの月数を12で除した数に、組織再編等承認日において当該取締役が保有する本株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

① 当社が消滅会社となる合併契約 合併の効力発生日

② 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画（当社が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部又は一部を当社の株主に交付する場合に限る。） 会社分割の効力発生日

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画 株式交換又は株式移転の効力発生日

④ 株式の併合（当該株式の併合により当該取締役の有する本株式が1株に満たない端数のみとなる場合に限る。） 株式の併合の効力発生日

⑤ 当社の普通株式に会社法第108条第1項第7号の全部取得条項を付して行う当社の普通株式の全部の取得 会社法第171条第1項第3号に規定する取得日

⑥ 当社の普通株式を対象とする株式売渡請求（会社法第179条第2項に定める株式売渡請求を意味する。） 会社法第179条の2第1項第5号に規定する取得日

- (2) 前項に規定する場合には、当社は、組織再編等効力発生日の前営業日をもって、同日において本譲渡制限が解除されていない本株式の全部を当然に無償で取得する。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

以 上

# 株主メモ

## 事業年度

4月1日～3月31日

## 配当金受領株主確定日

毎年3月31日及び中間配当を行うときは毎年9月30日

## 定時株主総会

毎年6月

## 上場証券取引所

東京証券取引所 グロース市場

## 証券コード

5252

## 株主名簿管理人

みずほ信託銀行

## 同連絡先

みずほ信託銀行本店証券代行部  
東京都千代田区丸の内一丁目3番3号  
TEL：0120-524-324

郵便物送付先：

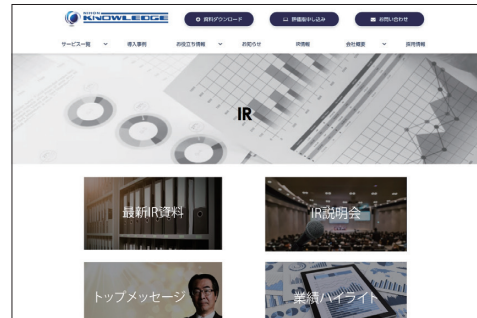
〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
みずほ信託銀行証券代行部

## 公告方法

電子公告により行います。  
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

# ウェブサイトのご案内

当社ウェブサイトでは、さまざまな企業情報をリアルタイムでお届けしています。また、株主・投資家の皆様に当社をより深くご理解いただくために、「IR情報」内で各種開示資料をご覧いただけます。



<https://www.know-net.co.jp>

## 定時株主総会会場ご案内図

### 会場

秋葉原UDXカンファレンスA・B  
東京都千代田区外神田四丁目14番1号 秋葉原UDXビル南ウイング6階  
電話 (03) 3254-8421

### 交通

|           |             |       |
|-----------|-------------|-------|
| JR        | 秋葉原駅（電気街北口） | 徒歩 2分 |
| つくばエクスプレス | 秋葉原駅（A3出口）  | 徒歩 3分 |
| 東京メトロ 銀座線 | 末広町駅（1番出口）  | 徒歩 3分 |



「アキバブリッジ」を通り  
5階直通エスカレーターを  
ご利用後オフィスロビーより  
6階へお越しください。

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

### 会場までのアクセス方法

スマートフォンで二次元バーコードを読み取ってください。  
現在地から株主総会会場までのナビゲーションがご利用いただけます。



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。